

看護科研修委員会要綱

(設置)

- 第1 さわうち病院において、患者さんの立場に立った看護の提供の中で患者さんの訴えを傾聴し適切な援助が出来る事を基本方針としている。
- 患者さんを援助する為に一人一人看護師の技術向上や看護職員の質向上の為に、看護研修委員会を置く。

(所掌事項)

第2 看護研修委員会の目的と役割

- 1、一人ひとりの看護職員の質を向上させるために必要な計画を立案・実施・評価する。
- 2、根拠に基づいた看護実箋が出来る。
- 3、自らの課題達成に向けて、主体的に学習する事が出来る。
- 4、看護研究に取り組み9月の発表を目指す。
- 5、年間計画において月1回の定期的研修を施行する。
- 6、院外研修への参加を一人1回で100%を目指す。
- 7、目標面談を行い、成長の支援を行う。
- 8、個人目標を立て、師長面談・育成面談を行い、達成度の確認を行う。

(組織)

第3 看護科研修委員の組織は、次のとおりとする。

- 1、看護科研修委員は総看護師長が指名する委員によって構成される。
- 2、委員長は委員の中から選出される。
- 3、委員は看護師長1名、上席主任看護師2名、主任看護師3名、看護師1名で構成される。
- 4、委員長は必要に応じて、副委員長を指名し、共に活動する。

(任期)

第4、委員の任期は1年以内とする。但し再選は防げない。

(委員長及び副委員長)

第5 委員長は会務を整理、委員長会議を召集し組織の円滑な運営に努める。

第6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時、又委員長がかけた時は職務を代行する。

(会議)

第7 会議は月1回定期会議とし、必要に応じ召集する。

第8 月別に委員は会議終了後に会議録をまとめ、報告する。

第9 院内研修会と必要に応じ連携することもある。臨時で研修を開催する時や決定事項があるときは総看護師長に報告する。